

保証声明書

ナブテスコ株式会社の 2020 年温室効果ガス排出量

保証業務の条件

この保証声明書は、ナブテスコ株式会社に対して作成されたものである。

ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド (LR) は、ナブテスコ株式会社より、ナブテスコグループ (以下、組織という) の 2020 年 (2020 年 1 月 1 日~2020 年 12 月 31 日) の温室効果ガス (GHG) 排出量データ (以下、報告書と言う) の保証業務を委嘱された。報告書は、組織とその日本及び海外の連結会社の GHG 排出量に係わるものである。

LR の保証業務は、組織における活動、及び以下の要求事項を対象とする。

- 報告書が組織の定める報告手順に従って作成されていることを確認すること。
- 以下に掲載する表 1 および表 2 に要約された GHG 排出量データの信頼性を評価すること。^{1 2 3 4}
 - 直接的な GHG 排出量 (スコープ 1) およびエネルギー起源の間接的な GHG 排出量 (スコープ 2)
 - その他の間接的な GHG 排出量 (スコープ 3) カテゴリー 1、2、3、4、5、6、7、11、12

管理責任

組織は、報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、LR の責任は、組織との契約に従い、報告書の保証業務を実施することである。

報告書は、最終的に組織に承認され、引き続き組織の責任の下にある。

保証手続

LR の検証は、組織が自ら定めた報告手順に従って算定され、報告書に明記された GHG 排出量データについて、限定的保証を提供するために、ISO14064-3:2006 「温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。

結論を得るために、保証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 報告書内に重大な誤り、記載の漏れ及び誤りが無いことを確認するための、組織のデータマネジメントシステムを審査した。
- ナブテスコ株式会社津工場を訪問し、GHG 排出量データの収集及び記録管理の実施状況の確認を行うと同時に、データの集計を行い、報告書を作成する、様々な部署の主要な人々への質問も実施した。
- COVID-19 の世界的な感染拡大に伴う、組織の「訪問者の職場への入場制限」の実施により、ナブテスコ・岐阜工場及び甲南工場、並びにナブテスコ・本社に対して、電子メール、電話、Webex を介したリモート検証を実施した。

保証水準と重要性

この保証声明書で表明された検証意見は、限定的保証水準及び検証人の専門的判断に基づいて決定された。

¹ 温室効果ガス排出量の算定は固有の不確かさを持つ。

² スコープ 1 およびスコープ 2 排出量はナブテスコ株式会社及び国内外連結子会社を対象とする。スコープ 3 排出量はナブテスコ株式会社単体を対象とする。

³ Scope 1 GHG 排出量は、エネルギー起源 CO₂ のみを対象とする。

⁴ 所有もしくはリースによる営業車の使用による CO₂ 排出は算定対象外とする。

検証意見

上記の保証手続において、下の表 1 および表 2 に要約された報告書の GHG 総排出量が重要な点で正しくないことを示す事実はなかった。また、報告書が、組織が自ら定めた報告手順に従って作成されていないことを示す事実は認められなかった。

推奨事項

組織が、GHG排出量データと情報に関する報告および統制システムを改善し、更に有効な管理を行うことが望まれる。

表1. ナブテスコの2020年GHG排出量の要約

スコープ		トンCO ₂ e
直接的な GHG 排出量 (スコープ 1)		4,491
エネルギー起源の間接的な GHG 排出量 (スコープ 2、マーケットベース)		48,073
その他の間接的な GHG 排出量 (スコープ 3)		819,726

カテゴリー	トン CO ₂ e	カテゴリー	トン CO ₂ e	カテゴリー	トン CO ₂ e
カテゴリー1	630,758	カテゴリー4	127,131	カテゴリー7	1,472
カテゴリー2	30,543	カテゴリー5	959	カテゴリー11	21,621
カテゴリー3	5,194	カテゴリー6	1,290	カテゴリー12	759

表 2. 2019年と2020年GHG排出量の推移

スコープ	トン CO ₂ e (実排出係数基準)
スコープ 1、スコープ 2	-7,908

注: LR は組織の 2020 年の 2019 年からのスコープ 1 およびスコープ 2 排出量の推移を評価した (-7,908 トン CO₂)。これは CDP による 2021 年の気候変動質問書 (CDP 報告) からの要求に対応するものである。2019 年のデータは、2019 暦年を対象とするナブテスコのインテグレイテッドレポートに基づく。

署名

2021 年 5 月 28 日



木下 徳彦

LR 主任検証人

ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワーA 10F

LR reference: YKA4005454

This Assurance Statement is subject to the provisions of this legal section:

This Assurance Statement is only valid when published with the Report to which it refers. It may only be reproduced in its entirety.

Lloyd's Register Group Limited, its affiliates and subsidiaries, including Lloyd's Register Quality Assurance Ltd. (LRQA), and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this Legal Section as 'Lloyd's Register'. Lloyd's Register assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Due to inherent limitations in any internal control, it is possible that fraud, error, or non-compliance with laws and regulations may occur and not be detected. Further, the verification was not designed to detect all weakness or errors in internal controls so far as they relate to the requirements set out above as the verification has not been performed continuously throughout the period and the verification carried out on the relevant internal controls were on a test basis. Any projection of the evaluation of control to future periods is subject to the risk that the processes may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with them may deteriorate.

The English version of this Assurance Statement is the only valid version. Lloyd's Register assumes no responsibility for versions translated into other languages.

In the case of any conflict between the English and Japanese versions of this legal section, the English version shall prevail.